

情報通信審議会情報通信政策部会

地上デジタル放送推進に関する検討委員会（第26回）

2007年1月29日（月）

1. 審議会の運営

- 普及をすれば新たな課題も生まれてくる。そういった課題を議論いただきながら、成果としてまとめていって、課題を解決するための具体的なアクションに結びつけていくということで皆さんの活発な議論への参加をお願いしたい。
- 多様な視点を持つ委員の方々に2011年に向けた課題をあぶり出してもらいたい。
- 放送を見る次の世代に対しての基盤を今作っているところであり、皆さんの知見や力をいただいて進めていきたいので、積極的なご協力をお願いしたい。
- 放送事業者と事務局だけが議論して決めていくのではなく、本委員会の場が、幅広い議論を開示しながら、国民の皆さんにも（デジタル放送への移行について）ご理解をいただくコアになると思う。

2. デジタル化総論

- 縦軸に位置づけられる課題に対して、横軸として具体的な施策を時系列で置いていく作業をするとイメージしやすいのではないか。
- 例えば、視聴実態の把握が重要であるが、調査を継続して時系列で積み重ねながら、相談体制がどうあるべきかや、アナログ終了のシナリオ作りと連携していくことになると思う。
- 2011年が迫ってきたが人手が足りない、とならないように、送信側・受信側共に問題が起きないよう綿密な計画を立てる必要がある。
- 放送事業者としても市町村に情報を綿密に提供し、相談をしていきたい。放送事業者と市町村の道のりづくりに国も協力していただきたい。
- そういう議論の中で、チューナーを義務づけしようというんだったら、それについても視野に入ってくる。
- 普及方策や周知広報といったものを全部含めて、いつ、何をやるかというロードマップを、情報通信審議会を出してオープンに言えるようにしておかないといけない。そうでなければ、現場レベルでいろいろな問い合わせが来て、答えに窮するような事

態がやがて出る。

- 放送のイノベーションという観点が必要。インターネットでも高精細な映像をハンドリングできるようになっている今、放送というメディアの価値の低下を招かないよう、放送の技術とかルールの方も、イノベーションが可能なような、トライアル・アンド・エラーを許すような構造をビルトインした形にする必要がある。
- 地域格差を生じさせないようにしてほしい。99%のカバーといっても、県によっては電波で99%いくが、共聴・ケーブルと合わせて、という県もある。情報格差、地域格差を生み出さないような2011年をぜひ迎えたい。
- 総合通信局の説明が市町村まで下りてこない。地方と密着に連絡をとるようにせよという通達を出してもらいたい。場合によっては、一定期間に限られてもよいので市町村でも担当のセクションを設けなさいと言ってもらいたい。
- 地上デジタル放送の政策がよい政策であると国民のすべての人たちから思われるような政策であるように進めていけば一番理解が得られるのではないか。例えば、一番弱者の人に視点をおいて、そこをどうするかを中心にやっていけば、あとは余裕があって今買っていない人はいずれ買うし、その宣伝はメーカーがやればよい。

3. 中継局整備

- 民放が自力建設でカバーできない残りの1%は非常に厳しい箇所であるが、今回、国の支援策が措置されたのは非常に意味があることだと思う。
- 残りの1%は、時系列では最後に建設するはずの局であり、来年度限りの支援措置を有効に利用して建設するには、中継局ロードマップの見直しとともに、共建するNHKの理解が必要。また、市町村の理解を得る努力も必要。更に措置が必要だとしても、今回のスキームをどのぐらい、どういうふうに使って、なおかつそれで実現できないのはなぜかをきちんと把握していく必要がある。
- 中継局の交付金は絶対に活かして（現在99%のカバー率を）上にあげていく努力をしないといけない。
- 中継局建設の予算が措置されたことについては非常に評価。19年度に整備できなかった箇所が残ったとしても、さらに措置が必要であるかどうかについて、議論の対象にはなるものと思っている。19年度に整備できなかった箇所について、20年度以降も引き続き支援が考えられるということも含めて、19年度予算の活用をしてい

きたい。

- 中継局による（アナログ受信エリアの）100%カバーがいつ、どんな手段で実現できるのか早急に明白にする必要があるのではないか。
- 中継局整備の最後の1%、0.5%の対応について明確化する必要がある。
- アナログ時の100%のエリアカバーを目標とする中で、地下街のカバーも認識してほしい。
- 中継局ロードマップについて、エリア内で共聴、ケーブルとされた地域に対して、具体的に地元はまだ説明がされていないこともあるので、より細かく地元のほうに説明できるように、進行管理をお願いしたい。
- 今回、ICT交付金という形になった以上、国や放送事業者は情報提供やいろいろな制度の緩和、例えば過疎計画の変更の簡略化、地財措置の徹底をお願いしたい。都道府県毎の地上デジタル推進協議会を通じて適切な指導をお願いしたい。
- あまねく100%のところにいくことが絶対条件だと思うので、弱者の人や電波の届いていない人の負担が大きくなるようなことがないように、弱者の人達に視点をおいた政策をやることによって、良い政策だと考えられるようになる。

4. 辺地共聴

- 地域によって取り組みに相当の差がある。市町村レベルを動かして、実態調査をしなければ取り残される地域が出る。
- 受信点に対して、だれが責任を持って電波を届けるのかが決まっていない。どこに受信点があるのかを共聴施設の管理者が調査を行っているのが実態。そこに電波を届ける責務は、やはり放送事業者にあるべき。
- 辺地共聴の交付金に関して、地方自治体が残りの事業費を全額負担しろ、ということであれば、地方自治体にとってはこれは無理といわざるを得ない。国及びNHKが責務を果たした上での協力は行うが、議論を深めてもらいたい。仮に事業主体を市町村にするのであれば、国が市町村に対して明確にその責務はあなたたちですよ、という説明をしっかりとやっていただきたい。
- NHK共聴に関して、前回の答申では整理することになっていたはずなので、NHKが1/3負担すればよいとするのではなく、しかるべきところまで責務を果たしていただきたい。

5. セーフティネット・補完措置

- 全国協総合推進部会を中心に、最後までデジタル移行ができない地域に対する対応（セーフティネット）について、あらゆる手段という考え方をベースに検討を行っており、（結果を）本委員会に報告できると思う。
- 実際に条件不利地域で、どのような補完手段が、どのように有効に使われているかということについてもフォローする必要がある。
- ギャップフィルターの技術基準がもうすぐ省令化される。これを利用していくことは、技術的にエリアを広げていくために非常に重要なので、フォローして報告をしていきたい。
- セーフティネットについては難しい問題であるが、例えば共聴施設があるがどうしても電波が届かないところなど、最後に残る手段としてこのセーフティネットを利用しないといけないところもある。
- 2011年以降になるとデジタルチャンネルのリパッキングにより問題が解決するところもあるが、それまでの間どうしのいでいくかという問題もあるので、これについてもきちんと進めていきたい。
- ケーブルのネットワークにギャップフィルターを組み合わせることについて、整理しなければいけない課題があることは認識しているが、そういうことが実現するなら、やっていきたい。

6. 受信機の普及

- 受信機については、普及広報活動に放送事業者として取り組んでいくが、放送事業者の努力を超える部分もある。メーカーもそうであるが、国としても受信機に関するセーフティネットと連動した施策を示していく必要があると思うので、その検討には放送事業者として参画していきたい。
- これからは受信機の普及が重要な項目になってくる。その中で、デジタルチューナーの義務付けについても議論が必要。
- 例えば、1億台普及すればそれでよいのかという、「全世帯のデジタル化対応完了」の意味を議論しないと、具体的な方策も出てこないし、課題も明らかにならない。

- そういう議論の中で、チューナーを義務づけしようというんだったら、それについても視野に入ってくる（再掲）。
- 今後は受信機の普及が問題。国民自身の意思の問題だから難しい。出荷台数ではなく、ひとつには世帯数を基準にして、全ての世帯にデジタルテレビが1台普及すればよし、とするか、2台目、3台目についてもデジタルチューナーを接続してもらうようにするのか、といった議論が必要。
- 2011年の停波時点でアナログを見ている世帯は必ずあるという前提に立たざるをえない。そういう人達をどうするのか、デジタルチューナーを配るのであれば、コストも含めて数値目標についても議論する必要がある。
- テレビを最後どうしても買い換えなければいけないのか、という点について、最終的に残された選択肢は何なのかを含め周知をしていかないといけない。
- 地上放送は全国民に普及しているからこそ基幹のメディアとなっているのであり、エンドユーザーの買いかえ行動にも踏み込んで普及方策をやらなきゃならない。
- 受信機の普及はきめ細かな相談を行ってほしい。弱者、低所得者に対してどういう補助をするかについて、最初に政策を出してしまえばみんなが買わなくなるという考えはおかしい。最後に買えないかもしれない人々に対する政策を全部具体的に出すことで安心感が広がる。きめ細かな相談や低所得者に対する補助を具体的にできるだけ早く、1年後ぐらいには国民に知らせてほしい。

7. リサイクル

- 環境問題が言われている中で、今あるものを活かして、壊れたときに買いかえればいいので、壊れない人達に対して捨てなさいという政策はやめて、環境にも配慮した良い政策とアピールしていくべき。

8. 周知広報

- 周知広報については、民放事業者としても意見の提案と、実施主体である立場に立って進めていきたい。
- いろいろな機能を持っているという日本のシステムは世界に誇れるものである。それを十分使ってもらえるよう一生懸命宣伝していく必要がある。
- 視聴者は知らないことがたくさんあるので、説明責任を果たす広報活動をお願いし

たい。

- 具体的な個々の人々のシチュエーションに分けて、いつ何を買えばいいのか、こういう機器が必要という情報を与えていくべき。

9. コンテンツ

- 地上デジタル放送の双方向機能を活用して、医療分野など、テレビ番組を受信する以外にも受信機を使える環境を整備していただけないだろうか。そのために、もう少し開かれた場で地上デジタル放送の将来の可能性についての議論をするように努力していくべきではないか。
- 教育現場での活用など、新たな通信・放送の融合のアプリケーションについて、ワンセグの防災だけでなく、もっと強力に取り組むべき。それが地デジのメリットを国民にも知らせる最大のパワーになる。
- 地デジのメリットの紹介が十分なされていない。例えばワンセグでデータ放送とテレビを組み合わせているいろいろな機能が使える。災害弱者にも活用できる。弱点となっていた電池の問題も解決したと思っている。
- 地上デジタル放送の利活用について、これまで実証実験の成果などもかなり蓄積されている。条件不利地域では、地デジだけでなく、ブロードバンド、携帯電話、ラジオ、防災無線などを総合的に考えていく必要があり、これまでの実証実験の成果を一旦整理して提示していくことが必要。
- 医療や教育分野などで利用できるような、アナログ放送ではなかった新しい機能が提供されるようになれば、地デジを推進するキラーアプリケーション、あるいはキラーコンテンツがどんどん提供されることになるだろう。そのために、もう少し地上波デジタルの仕様の公開を進め、研究会、勉強会で専門家の人がいろいろなアイデアを出せる場を提供していただきたい。
- 保健・医療・福祉分野のモデル事業を北九州市で行っているが、パソコン付テレビが普及し、放送と通信の融合が実現する。こういった、双方向環境をユーザーがどう使いこなすかという生活情報家電という視点が必須。これは、日常生活のセーフティネットを形成する良いチャンスであり、同時にデジタル化が生活を豊かにする方向に結びつくものでないと意味がないので、国民のメディアリテラシーを高める努力が必要。さらには、通信と融合していく中で、コンテンツの信頼性管理やセキュリティ管

理等を含めて総合的に検討し、生活を支え続ける21世紀の家電として普及拡大が図られれば良いと思う。

10. その他

- 民放連でも2011年対策小委員会をつくっているが、2011年が現実のものになってきたという覚悟を決め、具体的に民放のなすべきことや、NHKとのみきわめをどうするかをはじめ、自治体、国、消費者、メーカーとどう齟齬をきたさずにやっていくかという検討を早急にやっていきたい。
- ケーブルテレビロードマップを昨年公表しているが、これのフォローアップと着実な実施が我々の最も重要な課題という認識。さらなるネットワークの拡大ができないか、検討を進めていきたい。
- ケーブルラボにおいて、平成19年はデジタルをアナログに変換して流すことで、アナログテレビをごみとして捨てないですむようにしたいというテーマをもって研究しているので、審議会の参考としたい。